昭和四十九年度	三・八二六
昭和五十年度	三・五七四
昭和五十一年度	三・三三六
昭和五十二年度	二・一一〇
昭和五十三年度	二・八九五
昭和五十四年度	二・六九二
昭和五十五年度	二・五〇〇
昭和五十六年度	二・三一七
昭和五十七年度	二・一四四
昭和五十八年度	一・九八〇
昭和五十九年度	一・八二五
昭和六十年度	一・六七八
昭和六十一年度	一・五三八
昭和六十二年度	一・四〇六
昭和六十三年度	一・二八〇
平成元年度	一・一六二
平成二年度	一・〇四九
平成三年度	〇・九四二
平成四年度	〇・八四一
平成五年度	〇・七四五
平成六年度	〇・六五四
平成七年度	〇・五六八
平成八年度	〇・四八六
平成九年度	〇・四〇八
平成十年度	〇・三三五
平成十一年度	〇・二八四
平成十二年度	〇・二三四
平成十三年度	〇・一八七
平成十四年度	〇・一四一
平成十五年度	〇・一二四
平成十六年度	〇・一〇九
平成十七年度	〇・〇八九
平成十八年度	〇・〇七一
平成十九年度	〇・〇五五
平成二十年度	〇・〇四一
平成二十一年度	〇・〇二八
平成二十二年度	〇・〇一六
平成二十三年度	〇・〇〇七

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二五一八一八」を「一・二四八一八二」に、「一・二五一八一八」に、「一・二三八一八二」を「一・二四一八一八」に、「一・二三二七二七」に、「一・二二四五四五」を「一・二二八一八二」に、「一・二二七二七」に、「一・一九五四五五」を「一・一九九〇九一」に、「一・一九」に、「七十一万九百十円」を「七十一万二千九百十円」に改め、同条第五項中「〇・九八四三四七」を「〇・九八七一〇九（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九八五二六七）」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・〇八〇」を「四・〇九二」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条、第八条関係）

昭和三十六年度	八・六七九
昭和三十七年度	八・一七四
昭和三十八年度	七・六九六
昭和三十九年度	七・二四三
昭和四十年度	六・八一三
昭和四十一年度	六・四〇六